

大阪司法書士会債務整理事件執務規程

(目的)

第1条 この規程は、大阪司法書士会司法書士執務要綱第25条の趣旨に基づき、債務整理事件の受任・受託及び処理にあたって司法書士（司法書士法人を含む。以下同じ。）が遵守すべき事項を示し、司法書士による債務整理事件処理が適切に行われることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「債務整理事件」とは、金融業者に対して債務を負担する者から受任・受託する任意整理手続（過払金返還請求をする場合を含む。以下、同じ。）、特定調停申立手続等の代理及び破産手続開始申立書類、民事再生手続開始申立書類等の裁判所提出書類の作成並びにこれらに類する事件をいう。

(基本姿勢)

第3条 司法書士は、債務者の経済的再生のみならず生活再建まで視野に含めて債務整理事件処理を行わなければならない、必要に応じて、生活保護申請などの社会保障制度の活用や医療受診の進言をするなど、周辺の事情まで配慮するよう努めること。

(遵守すべき事項)

第4条 司法書士が債務整理事件の受任・受託及び処理にあたり遵守すべきと思料される事項は、次に掲げるとおりとする。

1. 受任・受託にあたって遵守すべき事項

- ① 債務者以外の第三者から債務者を当事者とした依頼を受任・受託しないこと。
- ② 特段の事情がない限り、司法書士が依頼者と直接面談して現在の状況をよく聞き出した上で受任・受託すること。特に聴取内容全体から依頼者が故意に秘匿している部分があると認められる場合には、十分に注意して全容把握に努めること。
- ③ 債務整理事件における一般的情勢などを踏まえ、事件処理の見通しについて告知するように努め、依頼者に過度の期待や不安を抱かせることのないように配慮すること。
- ④ 債務整理手続を行うことで想定される次のようなリスク等について、依頼者に十分説明し、理解を得ること。
 - ア 自宅や自動車などの財産価値があるものを失う可能性があること。
 - イ 所有権留保特約付きで購入した物件の返却を求められる可能性があること。

ウ 信用情報機関に登録等され、後日、与信審査の際に不利益な扱いを受ける可能性があること。

エ 保証人（連帯保証人を含む。）が、債権者から残額一括請求をされる可能性があること。

- ⑤ 依頼者には民事法律扶助制度を紹介し、依頼者が希望すれば、要件に該当する限り同制度を利用すること。もし、自己が扶助契約をしていない場合には同制度を利用できる専門家を紹介するなど、依頼者が同制度を利用する機会を失わないようにすること。
- ⑥ 事件処理の進め方や報酬・費用等については、依頼者に十分に説明し、契約書面を作成すること。

2. 方針決定にあたって遵守すべき事項

- ① 特段の事情がない限り、受任・受託後に各債権者に対して債権額の確認作業を行い、依頼者の総債務額を把握した上で方針決定すること。
- ② 生活状況など依頼者の置かれている環境や事情、相手方となる債権者の経営状況や資産状況、さらには社会情勢などを総合的に勘案した上で方針決定をすること。
- ③ 依頼者の「家を残したい。」「クルマを残したい。」「裁判沙汰は避けたい。」などの要望には十分配慮することとし、それらの要望に沿えない理由があるときは、理由を丁寧に説明して依頼者の理解を得るよう努めること。
- ④ 破産手続開始申立にかかる書類作成を受託する場合には、次のようなことを依頼者に予め助言すること。
 - ア 破産者には法律等に定められた資格制限があること。
 - イ 破産管財人が選任される場合の予納金は、申立人の負担となることや、依頼者あての郵便物は破産管財人に配達・開披されること。
 - ウ 自然人の場合には免責不許可事由が定められており、これに該当する場合には免責不許可となる場合があること。
- ⑤ 民事再生手続開始申立事件のうち小規模個人再生又は給与所得者等再生にかかる書類作成を受託する場合には、次のようなことを依頼者に予め助言すること。
 - ア 個人再生委員が選任される場合の予納金は、申立人の負担となる場合のあること。
 - イ 再生計画案認可決定が確定した後では、破産手続に移行することが著しく困難であること。
 - ウ 再生計画案不認可となる可能性もあること。

3. 事件処理にあたって遵守すべき事項

- ① 特段の事情のない限り、依頼者が抱える債務のうち一部の債務についてのみ処理したり、過払金請求事件のみ選別して受任・受託しないこと。
- ② 依頼者の意思を確認しないまま、訴訟手続を行わないこと。

- ③ 任意整理においては、処理の進捗状況につき適宜に依頼者に報告を行い、相手方との示談交渉にあたっては、依頼者の意向をよく確認のうえ進めること。
- ④ 事件処理が終了したときは、裁判所から送達された各種判決書、決定書等又は相手方と取り交わした示談書、和解書等の原本又は写しを速やかに依頼者に交付し、依頼者からの預かり資料があるときは遅滞なくこれを返却し、また、報酬・費用の精算を速やかに行うこと。

4. 事件処理に用いる預貯金口座について遵守すべき事項

- ① 依頼者からの預かり金又は回収して預かっている過払金の管理は、必ず預かり金専用口座を設けて、事務所の一般会計とは明確に区分して管理すること。
- ② 預かり金専用口座は、第三者をして明確にそれと判別できるような口座名義とすること。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年11月13日から施行する。